



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事務局

「モバイルバッテリー」認定基準(案)の策定について

2026年2月26日(木)

■ エコマーク制度の概要



Try ecologue.



ロゴ







目的 環境配慮型商品に「エコマーク®」を付けることで、持続可能な社会の形成に向けて事業者・消費者の行動を誘導していく

制度

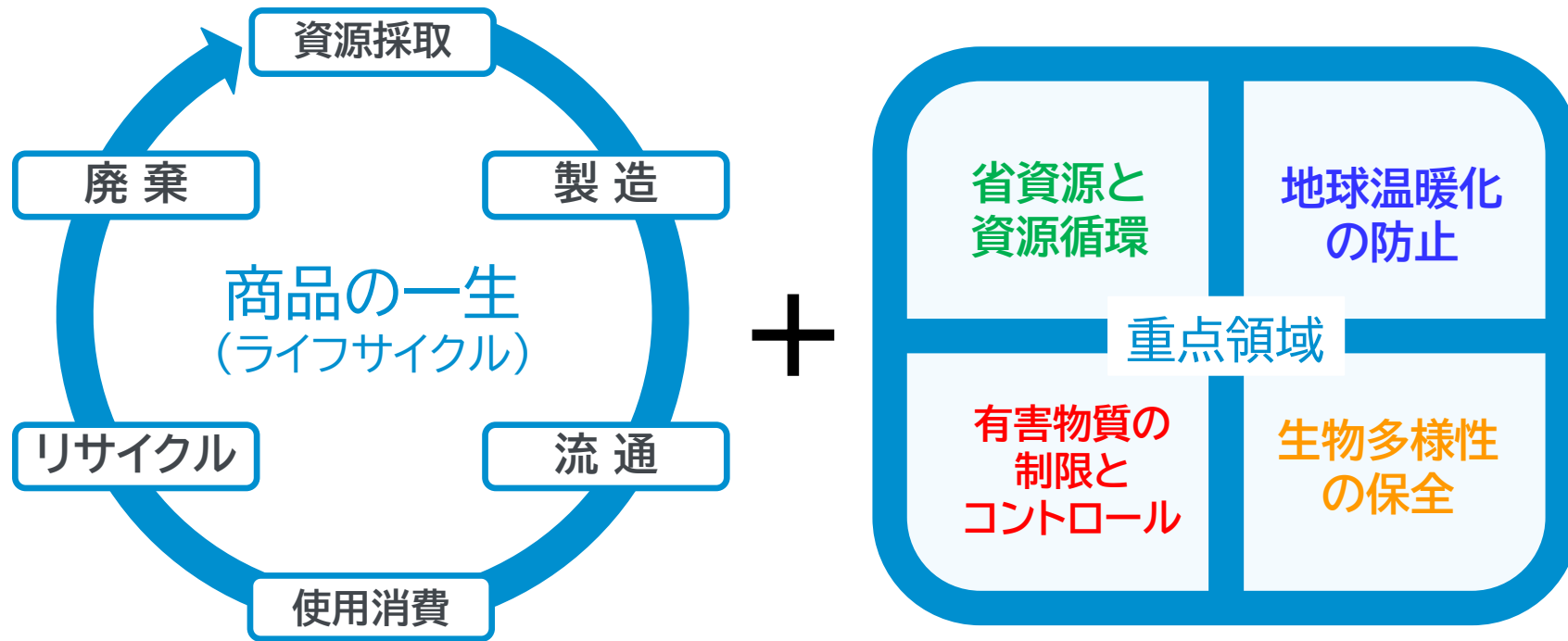
- 認証制度：国内唯一のタイプ I 環境ラベル(ISO14024)※
※製品ライフサイクルを考慮した多項目の基準に基づき、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度
- 認証機関：ISO/IEC 17065※に基づく製品認証機関
※「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」
- 1989年(平成元年)開始
- 日用品、繊維、電子機器、文具、土木・建築、サービスなど78分野が対象
約56,500商品(品番・施設)を認定(1,476社) (2026年2月現在)
- 消費者の認知度80%以上
- エコマーク商品のライフサイクルにおけるCO₂削減効果101万トン
(2014年の1年間に販売されたもの)

国際

- 世界エコラベリング・ネットワーク正会員(60カ国/地域の40機関)
- 海外11機関・15カ国/地域のタイプ I 環境ラベルと相互認証を実施

ISOによる分類	特徴	ロゴの例
<p>ISO14024 「環境ラベル及び宣言 －タイプⅠ環境ラベル表示－ 原則及び手続」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクルを考慮し、包括的な環境優位性を示すラベル 自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度 	 <p>エコマーク (日本)</p>  <p>ブルーエンジェル (ドイツ)</p>
<p>ISO14021 環境ラベル及び宣言 －自己宣言による環境主張 (タイプⅡ環境ラベル表示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立した第三者の認証を必要としない環境主張 	<p>自社の環境ラベル等</p>
<p>ISO14025 環境ラベル及び宣言 －タイプⅢ環境宣言－ 原則及び手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ISO14040およびISO14044に基づいて定量化された環境データを提供する環境宣言 気候変動、酸性化、富栄養化、資源消費などの複数の対象影響領域を包括的に製品のライフサイクルを評価 	 <p>SuMPO EPD(日本)</p>  <p>旧:エコリーフ(日本)</p>
<p>ISO14067 温室効果ガス－製品のカーボンフットプリント－定量化の要求事項及び指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して「見える化」する仕組み(対象影響領域:単一:気候変動のみ) 	 <p>SuMPO EPD Climate宣言(日本)</p>  <p>旧:カーボンフット プリント(日本)</p>

- 第三者認証
- ライフサイクルを考えた基準を商品分野ごとに設定し、総合的に環境負荷が少ない製品・サービスを認定



💡 SDGsにもつながる、多様な環境課題を評価

日用品・家庭用品



文具・事務用品



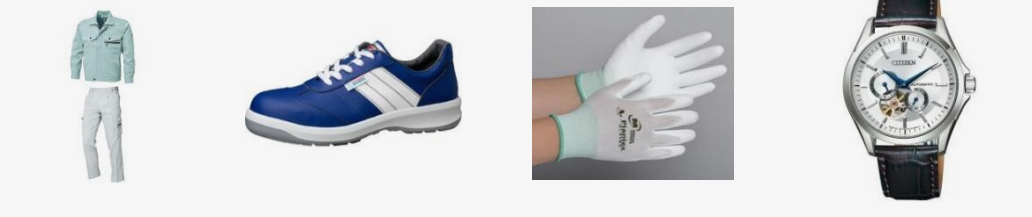
キッズ・ベビー



OA機器・サプライ



ファッション・小物



家電/家具・インテリア



土木建築資材・設備



食品・飲料(容器包装)

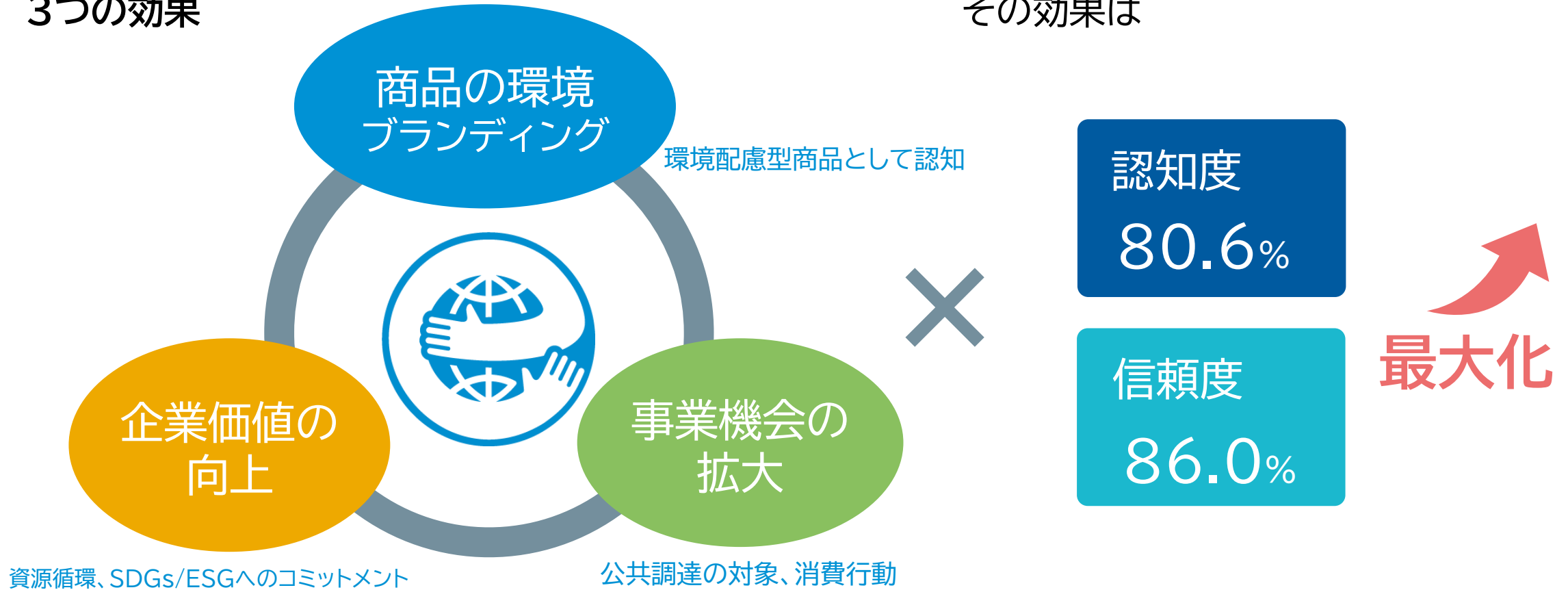


サービス(ホテル、小売店舗、飲食店等)



3つの効果

その効果は



 環境ラベルの取得で、企業のイメージアップや事業機会の拡大

グリーン購入法		エコマーク
2001年施行(2000年制定)	開始年	1989年
環境省	所管	(公財)日本環境協会
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)	根拠法令・関連規格	ISO14024「環境ラベル及び宣言ータイプ I 環境ラベル表示ー原則及び手続」
【調達者側の基準】 (国等による環境に配慮した環境物品等の調達を推進)	目的	【環境ラベル制度】 (購入時の環境配慮型商品の目印)
22分野291品目 (2026年2月閣議決定)	対象分野 (基準)	78商品類型 (2026年2月現在)
自社物品の適合を事業者が自主的に宣言 →その情報をもとに調達者が調達 (認証制度や環境ラベル制度ではない)	適合判断	第三者機関(日本環境協会)が エコマーク認定基準に基づいて認定を行う
【判断の基準】に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が140品目に明記		



グリーン購入法の適合の証明としてエコマークが活用されている
(288品目の約7割は、エコマーク商品を調達すれば、グリーン購入法の基準にも適合する建付け)

■ エコマーク商品類型(認定基準)の確認方法




Try ecologue.

認定基準書は、日本語・英語で全て公開(No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」認定基準の例)

<https://www.ecomark.jp/nintei/>

※ No.169「モバイルバッテリー」認定基準も制定後に同様に掲載



お問い合わせ 
エコマークについて **商品の認定基準** 認定取得の申請方法 認定の取得後 資料・規定類、関連情報

ホーム / 商品の認定基準 / 業務用資材・DIY/容器包装/その他 / 飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装

商品の認定基準

No.140 飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装Version1.17

A-1. 詰め替え容器

本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した容器(なお、詰め替え容器が対応する本体容器については、4-2.D.を満たす場合に限り、適用範囲に含める(セットで申し込むことができる))



認定基準書



付属証明書



解説書

関連資料

-  [解説\(分類A,B\)](#)
-  [解説\(分類C\)](#)



1. 認定基準制定の目的

2. 適用範囲

・・・申込の対象範囲

3. 用語の定義

4. 認定の基準と証明方法

・・・基準項目と各項目毎に
証明方法を設定

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

4-1-3.社会面への取組み

4-1-4.情報提供

4-2. 品質に関する基準と証明方法

5. 配慮事項

・・・認定の要件とはしないが、配慮することが望ましい項目

6. 商品区分、表示など

・・・申込単位(申込者)、表示方法など

付属証明書のZIPファイル： 付属証明書や証明書のひな形(記入表)を公開

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

項目	基準概要 & 記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	適合/不適合	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1.(1)	製品は「製品設計チェックリスト」に適合している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	記入表 1-169	申込者
4-1-1.(2)	使用済製品(申込製品にも適用できること)の回収および再資源化(申込者または一般社団法人 JBRC 等による回収および再資源化)を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	使用済製品の回収方法、再資源化の実施方法の説明資料等	申込者
4-1-1.(3)	製品本体にリサイクルマーク、正極活物質中の最大含有金属、主金属のリサイクルを阻害する金属類の表示している。ただし、リチウムイオン蓄電池以外のモバイルバッテリーにあつては、製品本体に電池の種類を示す文字等を表示している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池以外の製品	製品本体への表示箇所の写し	申込者

書類の発行者

付属証明書

提出が必要な書類、一部はひな型をWordで公開

記入表 2-169 部品供給証明書(再生プラスチック・バイオマスプラスチック)

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

部品供給証明書(再生プラスチック・バイオマスプラスチック)

発行日: 20 年 月 日

会社名: _____

【本証明書の記入者】

部署: _____ 役職: _____

氏名: _____

E-mail (E-mailがない場合TEL): _____

* 発行者は部品供給事業者

部品名()

使用する再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品毎に提示してください。
この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

□ プレコンシューマ材料

内容	記載欄	記載例
プレコンシューマ材料の発生場所		製造工場
発生内容		不良品、ロス品
素材名		PP
部品質量(g)		100g
部品におけるプレコンシューマ材料の配合率(%)		25%

□ ポストコンシューマ材料

内容	記載欄	記載例
ポストコンシューマ材料の詳細(使用後廃棄された製品名)		家電プラスチック部品
素材名		PP
部品質量(g)		100g
部品におけるポストコンシューマ材料の配合率(%)		25%

□ バイオマスプラスチック

内容	記載欄	記載例
バイオマスの原料		サトウキビの搾りかす
バイオマスプラスチックの種類		PE
部品質量(g)		100g
部品におけるバイオベース合成ポリマー含有率(%)		25%

以上

記入表2-169(証明書のひな形)

■「モバイルバッテリー」認定基準(案)の概要



1. モバイルバッテリーの急速な普及

- モバイルバッテリーを「所有している」人は52.8%

出典:株式会社クロス・マーケティング「モバイルバッテリーに関する調査(2025年)」

<https://www.cross-m.co.jp/report/trend-eye/20251029mobilebattery>

2. リチウムイオン蓄電池による火災事故

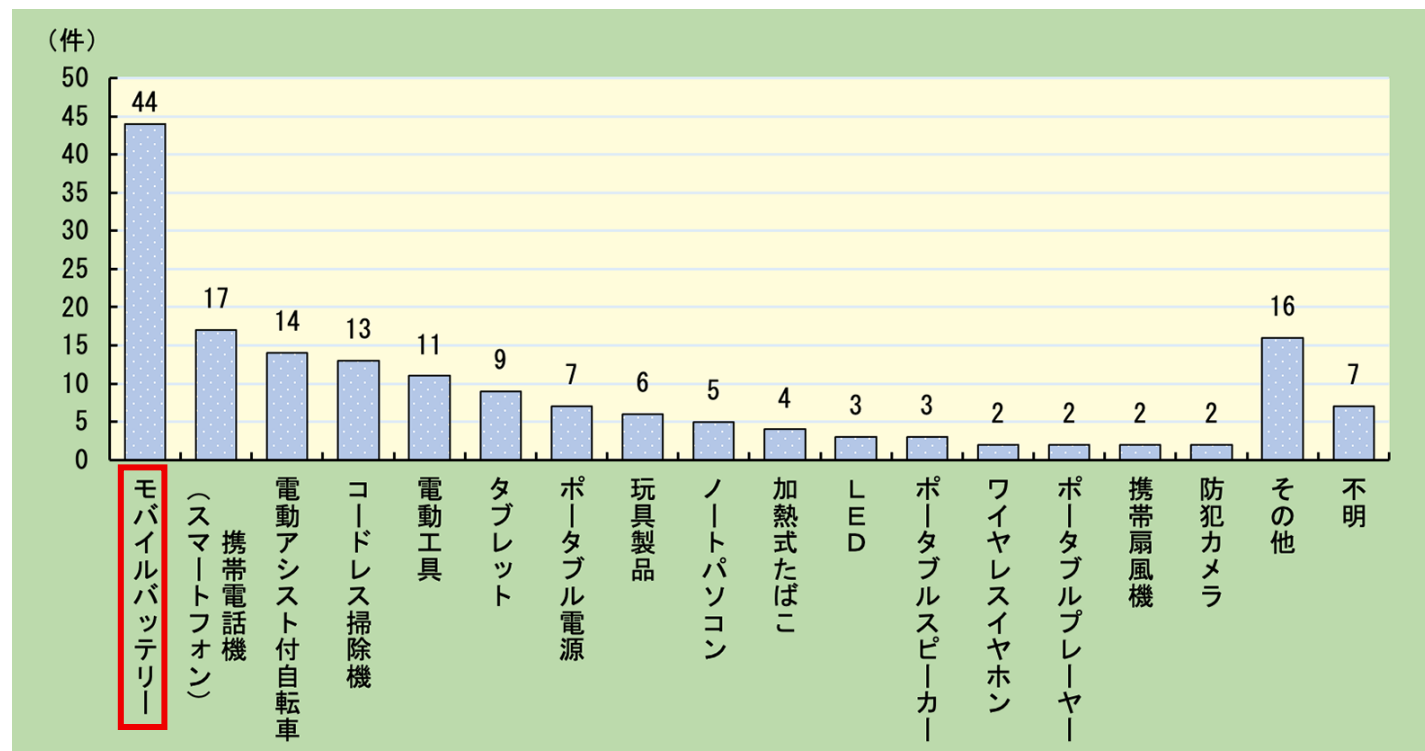
- リチウムイオン蓄電池搭載製品が「**一般ごみ**」に混入し、収集車や処理施設での発火・発煙事例が急増している。環境省が公表している「リチウム蓄電池等処理困難物対策集(令和5年度版)」によると、**年間1万6千件以上**と急増。

<https://www.env.go.jp/content/000214935.pdf>

例) 2025年7月に埼玉県戸田市と蕨市の粗大ごみ処理施設で発生した火災では、施設の稼働が停止し、約22万人が出すごみを処理できない事態となった。

- 東京消防庁のウェブサイトによると、リチウムイオン蓄電池搭載製品のうち、**モバイルバッテリーに起因する火災が最も多く、深刻な社会問題となっている。**

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kasai/lithium_bt.html



製品用途別火災状況(令和5年中)

3. 国内外の法規制

- 2026年4月より、リチウム蓄電池を部品として使用する「電源装置(モバイルバッテリー)」が、資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」に指定される。同法により、メーカー等による自主回収および再資源化(リサイクル)が義務付けられる。
- 電池に関しては、欧州では2023年に欧州バッテリー規則が発効し、ライフサイクル全体の温室効果ガス排出量による規制(カーボンフットプリント規制)、責任ある材料調達(デュー・ディリジェンス)およびリサイクルに関する規制等が進んでおり、ポータブルバッテリー(重量5kg以下の密閉型の非産業用のバッテリー)も対象に含まれている。



- ✓ 国内外の法律の動向を踏まえて、「**ライフサイクル全体を通じた環境負荷低減**」に資する認定基準を策定した。

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通	D.使用消費	E.リサイクル	F.廃棄
1 省資源と資源循環	◎		◎	◎	◎	
2 地球温暖化の防止	○	○	○	○	○	○
3 有害物質の制限とコントロール		◎			◎	◎
4 生物多様性の保全	△					
5 社会面への取り組み	◎	○				

(表中:◎:基準項目、○:配慮事項、△:検討したが設定しなかった項目)

- ✓ リチウムイオン蓄電池等に含まれる**希少金属類**は、特定国に依存しているため、適切な**回収・再資源化**に資する体制の構築(消費者への情報提供を含む)、および将来的には高度なリサイクルへ向けた製品設計(易解体設計)が重要である。
- ✓ **長期間安全**に使用できる製品設計(粗悪品がない市場形成を推進)

資源有効利用促進法の指定再資源化製品「電源装置」(リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。)に該当する製品であって、**電気用品安全法**で規定する**「リチウムイオン蓄電池」**のうち、主たる機能が電子機器類の外付け電源として用いられるポータブルリチウムイオン蓄電池(いわゆるモバイルバッテリー)

- ✓ リチウムイオン蓄電池以外のモバイルバッテリーについては、本商品類型の該当する基準項目を全て満足する場合には、申込を可とした。
例)ナトリウムイオン電池を使用したモバイルバッテリーなど
- ✓ 乾電池(一次電池)式モバイルバッテリーは対象外



環境に関する4つの大項目および品質基準で構成

基準大項目		基準項目	
4-1-1	省資源と資源循環	(1)	製品設計チェックリスト
		(2)	回収・再資源化の実施
		(3)	リサイクルマーク、正極活物質中の最大含有金属および主金属のリサイクルを阻害する金属類の含有を示す表示
		(4)	落下試験
		(5)	充電サイクル回数
		(6)	保護機能
		(7)	包装材料チェックリスト
4-1-2	有害物質の制限とコントロール	(8)	環境法規の順守
		(9)	プラスチック部品のRoHS(II)指令に適合
		(10)	バッテリーの重金属の基準値
4-1-3	社会面への取組み	(11)	責任ある鉱物資源の調達
4-1-4	情報提供	(12)	ユーザーへの情報提供
4-2	品質	(13)	電気用品安全法に適合
		(14)	単電池の品質および単電池製造事業者の工程監査

「モバイルバッテリー」認定基準(案)制定までの流れ



Try ecologue.

パブリックコメント受付中(2月16日~3月17日)

<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

お問い合わせ 

[エコマークについて](#) [商品の認定基準](#) [認定取得の申請方法](#) [認定の取得後](#) [資料・規定類、関連情報](#)

認定基準案の公開と意見募集

新しい商品類型や、認定基準の全面的な改定により策定された認定基準案は、ホームページなどで公表し、30日間パブリックコメントを募集します。期間中に寄せられたご意見を考慮の上、基準策定委員会で審議、当協会が認定基準を制定します。

意見募集	募集期間	商品類型名	認定基準案	制定予定日
受付中	2026年2月16日~3月17日	No.169 「モバイルバッテリー-version1」(新規)	認定基準書 付属証明書 解説書	2026年4月16日



ご意見は、「モバイルバッテリー」基準策定委員会で検討

No.169認定基準の制定・公表(2026年4月16日【予定】)
および制定日同日から申込の受付開始

認定基準(案)に関しご意見等がありましたら、**2026年3月17日(火)17時まで**に提出して下さい

提出先: info@ecomark.jp

件名: 「No.169「モバイルバッテリーVersion1.0」認定基準案に関する意見

応募について

意見の提出にあたっては、以下の提出書式に記入してください。なお、本書式によらない場合には、以下の事項を含んでいれば提出書式は自由です。

-  提出書式 ⇒ <https://www.ecomark.jp/word/iken.docx>

【記載必要事項】

- エコマーク商品類型の商品類型名 (例: 「〇〇」認定基準案)
- 氏名
- 住所
- 電話番号、(FAX番号)
- Eメールアドレス
- 職業
- 意見内容: (該当する基準番号等を明記の上、できるだけ簡潔にご記載ください。)

なお、郵送、FAXでも受け付けています

月末の締切日
から最短1ヶ月
(サービス類型の
場合、1ヶ月半程度)

申込書類一式を、電子申請システムにアップロード
または電子メール添付等で提出

商品認定審査料
1通あたり:22,000円

提出・追加提出



確認事項の照会
(不足書類の提出依頼)

エコマーク事務局によるレビュー・評価



審査委員会による審査

中立の専門家



認定

不認定

結果通知、エコマークの表示開始(使用契約書の締結)

年間ライセンス料(使用料)
年間の売上高による
(3万円~300万円(税抜))



Try ecologue.



Try ecologue.

公益財団法人 日本環境協会

エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp> ✉ info@ecomark.jp ☎ 03-5829-6286

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階